

中国レアアース輸出管理の新たな動向—レアアース関連設備・原材料・技術の輸出管理強化

～中国の安全保障貿易管理に関する制度情報
専門家による政策解説～

2026年2月
日本貿易振興機構（ジェトロ）
上海事務所
調査部

【免責条項】

本レポートは、長島・大野・常松法律事務所に委託し、作成したものです。本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用下さい。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートで提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロおよび執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承下さい。

2025年10月9日、中国商務部はレアアースの輸出管理に関する4件の公告（56号、57号、61号および62号）を発表し、レアアース関連の輸出管理を大幅に強化した。これら4件の公告に基づく措置は、その後の米中貿易協議の合意により2026年11月10日まで1年間暫定停止とされている状態にあるが、一時的な停止に過ぎず、そのまま、あるいは一部修正されたうえで将来的に実施される可能性は依然として存在するため、引き続き注意が必要である。

特に、4件の公告のうち、56号公告（一部のレアアース関連設備および原材料の輸出管理実施に関する決定）（以下「56号公告」と62号公告（レアアース関連技術の輸出管理に関する決定）（以下「62号公告」）は、これまで輸出管理の対象となっていたレアアース品目を新たに管理対象とするものであり、日系企業に対して大きな影響を与えると予想される。本稿では、56号公告および62号公告のポイントを解説し、将来的に実施される場合に日系企業に与える潜在的な影響を分析した上で、日系企業にとっての注意点を説明する。なお、レアアース関連品目の域外適用に関する61号公告については、別稿で解説する。

1. 56号公告のポイント

56号公告により、指定の特性を満たす26種類のレアアース生産加工設備（輸出管理コード：2B902）および3種類のレアアース原料・補助材料関連品目（輸出管理コード：1C914）が新たに輸出管理の対象となり、中国国内から国外へ輸出する際には中国商務部から輸出許可の取得が必要となる。

レアアースそのものやレアアース関連品目（レアアースを使用して製造された品目）については、今年に入ってから2025年4月に公布された18号公告により7種類、56号公告と同日に公布された57号公告によりさらに5種類の中重希土類（レアアース）関連品目が両用品目の対象に追加されていたところである。56号公告では、さらに管理対象を生産加工設備や原料・補助材料連品目などへ拡大するものであり、レアアースの抽出、分離精製、製錬、加工およびリサイクルなどのプロセスが管理対象とされることとなった。

2. 62号公告のポイント

レアアース関連技術の一部は既に現行の「輸出禁止・制限技術目録」（対外輸出法および技術輸出入管理条例に基づき規定されるもの、最終改正：2025年7月15日施行）に掲載されていたが、62号公告では、レアアース関連技術の輸出管理の対象範囲がさらに拡大され、管理対象技術を中国国外に輸出する場合、中国商務部による輸出許可を取得する必要があることとなった。

（1）管理対象技術

62号公告の管理対象は、「レアアースの採掘、製鍊・分離、金属精鍊、磁性材料製造、リサイクルに関する技術およびその媒体」(輸出管理コード:1E902.a) および「レアアースの採掘、製鍊・分離、金属精鍊、磁性材料製造、リサイクルに関する生産ラインの組立、調整、保守、修理、アップグレードなどの技術」(輸出管理コード:1E902.b) とされており、レアアースサプライチェーンの採掘からリサイクルまでのプロセスにわたる技術的要素をカバーするものと評価されている。技術およびその媒体には、技術関連資料などのデータ(設計図面、工程規範、工程パラメータ、加工プログラム、シミュレーションデータなど)が含まれる。

(2) 適用行為

輸出事業者(中国公民、法人および非法人組織、並びに中国国内の全ての自然人、法人および非法人組織を含む)が、前述の管理対象技術を中国国内から国外へ移転すること、または中国国内若しくは国外で外国の組織や個人に提供することが、適用対象となる。移転および提供の方法については、貿易輸出のほか、知的財産権ライセンス、投資、交流、贈与、展覧・展示、検査、試験、援助、指導、共同研究開発、雇用関係、コンサルティングなどのあらゆる方法を通じた移転や提供を含むとしている。

(3) 適用手続

適用対象に該当する場合、輸出事業者は、事前に中国商務部に対して輸出許可を申請しなければならず、その際には「輸出管理対象技術の移転または提供に関する状況説明」¹ (国外への移転の場合) または「国内における輸出管理対象技術の提供に関する状況説明」² (中国国内で外国の組織や個人に管理対象技術を提供する場合) を提出しなければならない。

また、上記説明の通り、レアアース関連技術の一部(レアアースの精製、加工、利用技術など)は、既に現行の「輸出禁止・制限技術目録」に掲載されており、今回の62号公告の規制対象と重なるものがあると思われる。両方適用されれば、制限技術輸出許可との二重適用の有無が問題となるが、今のところ、商務部による公式な説明はない。「輸出禁止・制限技術目録」の根拠法令の一つである技術輸出入管理条例の42条では、核技術、核両用品関連技術、監視化学品生産技術、軍事技術などの輸出管理技術を輸出する場合、関連行政法規の規定に従うと定めている。また、「輸出禁止・制限技術目録」を公布し調整する公告文(商務部、科技部公告2020年38号、並びにその後の商務部、科技部公告2023年57号、およびその後の商務部、科技部公告2025年28号)において、軍民両用技術に

¹ 62号公告の別紙によれば、輸出技術の内容のほか、エンドユーザーの情報や輸出目的、最終用途などの説明を求めている。

² 62号公告の別紙によれば、中国国内の受領者、輸出技術の内容、エンドユーザーおよび輸出方法の説明を求めている。

該当するものは、輸出管理の対象として管理されると定められている。上記法令に基づけば、両用品目の関連技術に該当する場合、すなわちこの 62 号公告の対象になるものについては、制限技術輸出許可の適用対象ではなくなり、輸出管理の対象として管理され、輸出の際には両用品目輸出許可の手続を行えばよく、二重適用はないという理解となる。

(4) 包括的 requirement

62 号公告ではさらに下記の三つの包括的な要求も定めている：

①輸出事業者は、管理対象とならない貨物・技術・サービスを中国国外に輸出する場合であっても、それが中国国外におけるレアアースの採掘、製錬・分離、金属精錬、磁性材料製造、リサイクルに使用されること、または実質的に寄与することを認識しているときは、中国商務部に輸出許可を申請しなければならない。

②いかなる事業体または個人も、62 号公告に違反する行為に対して、仲介、斡旋、代理、貨物輸送、配送、通関、第三者電子商取引プラットフォームおよび金融などのサービスを提供してはならない。

③中国公民、法人および非法人組織は、許可なく、中国国外におけるレアアースの採掘、製錬・分離、金属精錬、磁性材料製造、リサイクルに対して、実質的な支援および援助を提供してはならない。

(5) 除外事由

既にパブリックドメインに入った技術、基礎科学研究における技術、または通常の特許出願に必要な技術は、62 号公告の適用対象外とされている。

3. 将来的に実施される場合に日系企業にもたらす影響

近年、日本を含め、脱中国依存のレアアース加工サプライチェーンの構築が図られ、中国国外でのレアアースの発掘および鉱石生産が増加傾向にあるものの、中国への依存度は依然として高いとみられる。特に 56 号公告および 62 号公告では、管理対象となるのはレアアースそのものではなく、レアアース関連設備・原材料・技術となっている。現在、米中貿易協議の合意により、これら 2 つの公告の実施は一時的に停止とされているが、将来的に実施される場合には、日系企業に大きな影響を与えると考えられる。

(1) 脱中国の困難度の上昇

レアアース加工に関する中国の独自技術や専用設備が輸出管理の対象となったことで、中国以外の第三国で進めてきたレアアースサプライチェーンの構築が影響を受けるおそれがある。規模の経済などの強みを活かして発展してきた中国製の最新設備や関連技術が利用できなくなるため、中国国外でのレアアースサプライチェーンの構築のハードルが一層高くなり、結果としてレアアースサプライチェーンで中国に依存せざるを得ない状況が長

期化するリスクが生ずる。

(2) 技術開発および技術協力の制約

最終的に 62 号公告が実際に実施された後、具体的にレアアース関連技術の「輸出」がどこまで制限されることになるかは明らかでないが、少なくとも公告の文言からすると、あらゆる方法を通じた技術の移転や提供が含まれることになっている。これにより、日系企業のレアアース関連の技術協力や技術開発活動が厳しく制約される可能性がある。例えば、日系企業の中国子会社の中国人従業員が日本本社に対して管理対象となる技術資料を提供したり、海外の会議で関連技術を発表したりする行為も、「輸出」行為に該当し、商務部の許可を事前に取得しなければならないこととなる可能性が高い。

(3) コンプライアンスリスクの増大と運営コストの上昇

公告の実施により、輸出事業者は、輸出する品目や提供する技術が管理対象に該当するかどうかを厳密に判断し、必要に応じて輸出許可を申請しなければならない。今回、管理対象となる技術や品目の範囲が広く、判断基準が複雑であるため、誤判断による違反リスクが高まる。一旦違反と認定されると、貨物の没収、罰金などの厳しい処罰を受けるだけでなく、企業のブランドイメージにもダメージを与える。

また、コンプライアンス体制の構築、管理対象の判断、許可申請書類の作成、関連資料の管理などには、大量の人材と時間を投入する必要があり、企業の運営コストが大幅に上昇する。

たとえレアアースサプライチェーンとは直接関係がない日系企業であっても、レアアース関連企業の運営コストの上昇によって、レアアースを含む磁石などの部品を含む製品を調達するコストが高くなる可能性がある。

4. 日系企業として注意すべき点

将来的に 56 号公告と 62 号公告が実施される場合、日系企業（特に輸出業務に関わる在中日系企業）は、より高いコンプライアンス遵守義務が課されることになる。

特に 62 号公告では、上記 2(4)記載のとおり、非管理対象の貨物、技術、サービスを輸出する場合でも、輸出事業者は、その輸出が海外のレアアース関連活動に使用される、または実質的にそれに寄与すると認識している場合は、輸出許可を申請しなければならないと規定されている。このため、輸出企業はサプライチェーンのデューデリジェンスを強化し、取引相手の背景調査を実施して最終ユーザーと最終用途を把握し、さらに、敏感な分野との関連性を評価する必要がある。また、輸出企業は、取引相手方との契約にコンプライアンス条項を追加し、関連技術や品目を敏感な分野に使用しないよう約束させるといった対策も考えられる。

さらに、上記のように広い意味での管理対象となるかどうかの判断はさらに難しくなる

ため、企業としては、商務部や税関の問い合わせ窓口の活用を含め積極的かつ戦略的に自社のコンプライアンスを確認する努力が必要となる。

レポートをご覧いただいた後、アンケート（所要時間：約1分）にご協力ください。

<https://www.jetro.go.jp/form5/pub/ora2/20250045>



本レポートに関するお問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）

調査部 中国北アジア課

〒107-6006 東京都港区赤坂1-12-32

TEL: 03-3582-5181

E-mail: ORG@jetro.go.jp